○農林水産省告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町十和川口字クメヤシキ八五一の一、九五七の一から九五七の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字クメヤシキ八五一の一・九五七の三・九五七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大正字西尾崎山一三三三の一、一三三三の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西尾崎山一三三三の一・一三三三の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内字岩ノ元乙一一一〇番（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字銀山字八小屋左ノ谷側七九八の一五・字八小屋右ノ谷側七九九の二〇・七九九の二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県大町市美麻字城ノ裏一二一八九の二、一二一八九の四、一二一八九の六、一二一八九の八、一二一八九の一〇、字城ノ越一二一九〇の三、一二一九〇の五から一二一九〇の一〇まで、字城下一三五七二の五、一三五七二の二一、一三五七二の二四、一三五七二の二六、一三五七二の三九、一三五七二の五三から一三五七二の五五まで、一三五七二の六一、一三五七二の七三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県大町市美麻字城ノ裏一二一八九の一二、一二一八九の一四、一二一八九の一六、一二一八九の一七、字城下一三五七二の七、一三五七二の七六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町寺野字シャクタイ四二六の三、四二六の四、四三一の二、山城町岩戸字桑才ノ南一七四の一、一九七の一、二〇二から二〇四まで、山城町西字ヲヲボケ一四九三の四八（国有林）、一四九三の一、一四九三の二、一四九三の六、一四九三の一二、一四九三の三八、一四九三の四〇、字ごご岡六六一の一、六六二の一、字小歩怪一九六、二〇一、二〇二、二〇九から二一一まで、二一二の一、二一二の二、二一九の一、二二〇、二二一の一、字島ノ上一四七三の四・一四七四の二・一四八〇の二・一四八三の三八・一四八三の六四・一四八三の六七・一四八三の六八（以上七筆国有林）、一四七〇の一、一四七〇の五、一四七一の一、一四七二の一、一四七三の一、一四七三の五、一四七四の一、一四八〇の一、一四八二、一四八三の二、一四八三の五、一四八三の八から一四八三の一〇まで、一四八三の一三、一四八三の四二、一四八三の六一、字島ノ川原一四六九の二、字マトバノヲカ七一〇の二（国有林）、七〇六の一一、七〇六の一二、七〇八の一、七〇九、七一〇の一、字むしのみぞ六九九の一・七〇〇の一・七〇〇の五（以上三筆国有林）、六九四の一、六九七の一、六九七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）